

軽井沢町犯罪被害者等支援金支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、軽井沢町犯罪被害者等支援条例（令和5年軽井沢町条例第13号）第10条の規定に基づき、犯罪被害者等に対する支援金（以下「支援金」という。）を支給することに關し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為　日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 重傷病　負傷又は疾病であって、治療に要する期間が1月以上（精神疾患にあっては、3月以上）であり、かつ、入院を要する期間が3日以上（精神疾患にあっては、労務に服することができない期間が3日以上）であると医師に診断されたものをいう。
- (3) 犯罪被害　犯罪行為による死亡又は重傷病をいう。
- (4) 犯罪被害者　犯罪被害を受けた町民をいう。
- (5) 町民　犯罪被害の発生した時において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき町の住民基本台帳に記録されている者又は次に掲げるいずれかの者であって、町内に居住しているものをいう。
 - ア　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
 - イ　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第6条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた者
 - ウ　児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に

規定する児童虐待を受けていた者

エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(平成17年法律第124号) 第2条第3項に規定する高齢者虐待を受
けていた者

オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
(平成23年法律第79号) 第2条第2項に規定する障害者虐待を受
けていた者

カ アからオまでに掲げるもののほか、町の住民基本台帳に記録する
ことにより自己の生命又は身体に危害を受けるおそれのある者
(支援金の種類及び支給額)

第3条 支援金の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その支給額は、
それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族支援金 100万円
- (2) 重傷病等支援金 50万円

2 前項の規定にかかわらず、重傷病等支援金の支給を受けた者が当該重
傷病等支援金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合
の遺族支援金の支給額は、50万円とする。

(支給の対象となる犯罪被害)

第4条 支援金の支給の対象となる犯罪被害は、警察に当該犯罪被害につ
いて知らされており、かつ、その旨及び当該犯罪被害が発生した事実に
ついて警察その他の関係機関への照会その他の方法により町長が確認で
きるものとする。

(遺族支援金の支給対象者)

第5条 遺族支援金の支給の対象となる者は、犯罪行為により死亡した町
民(進学又は遠隔地での勤務のため町外に居住していた者を含む。以下
この項において同じ。)の死亡の時において、次の各号のいずれかに該
当する町民(以下「遺族」という。)のうち、第3項及び第4項の規定
による第1順位のものとする。

- (1) 当該犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と
同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 当該犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当

該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪被害者の死亡の当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときには同項第2号の子と、その他のときには同項第3号の子とみなす。

3 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 前項の規定により第1順位の遺族となる者（以下この項において「第1順位遺族」という。）が2人以上あるときは、これらの者は、そのうち1人を遺族支援金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、当該代表者に対して行った第3条第1項第1号に定める額（同条第2項に規定する場合にあっては、同項に定める額）の遺族支援金の支給は、第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

（重傷病等支援金の支給対象者）

第6条 重傷病等支援金の支給の対象となる者は、犯罪行為により重傷病を負った町民とする。

（支援金の支給制限）

第7条 町長は、次に掲げる場合には、支援金を支給しないことができる。

(1) 犯罪被害者又はその遺族が、町又は他の地方公共団体から同一の犯罪被害について支援金又はこれに準ずる給付金（長野県犯罪被害者等支援条例（令和4年長野県条例第10号）に基づく給付金を除く。）の支給を受けたとき。

(2) 犯罪被害を受けた時において、犯罪被害者又はその遺族と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があったとき。

(3) 犯罪被害者又はその遺族が、当該犯罪行為を教唆し、又は^{はう}幫助したとき。

- (4) 犯罪被害者又はその遺族が、過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱その他の当該犯罪行為を誘発する行為を行ったとき。
- (5) 犯罪被害者又はその遺族が、軽井沢町暴力団排除条例（平成26年軽井沢町条例第17号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であったとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(支援金の支給申請)

第8条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、犯罪被害者等支援金支給申請書（様式第1号）及び犯罪被害に関する申立書（様式第2号）に、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、町長が特に認めるときは、書類の一部を省略させることができる。

(1) 遺族支援金 次に掲げる書類

- ア 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他の当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡年月日を確認することができる書類の写し
- イ 犯罪被害を受けた時における犯罪被害者及び申請者の住民票の写し又は町内に居所を有していることを証する書類
- ウ 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
- エ 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を確認することができる書類
- オ 犯罪被害者が犯罪被害を受けた時において進学又は遠隔地での勤務のため町外に居住していた場合にあっては、これを証する書類
- カ その他町長が必要と認める書類

(2) 重傷病等支援金 次に掲げる書類

- ア 重傷病を負った犯罪被害者にあっては、重傷病を負った日、重傷病の状態、療養に要する期間等を証する医師又は歯科医師の診断書
- イ 犯罪被害を受けた時における犯罪被害者の住民票の写し又は町内

に居所を有していることを証する書類

ウ その他町長が必要と認める書類

- 2 支援金の支給の対象となる者が未成年者であるとき又はやむを得ない事情により前項の規定による申請ができないときは、当該者の同居する配偶者若しくは同居する2親等以内の親族又は法定代理人が前項の規定による申請を行うことができる。
- 3 町長は、支援金の支給に関し必要があると認めるときは、申請者その他の関係者に対し報告を求め、又は関係機関等に対して照会若しくは調査を行うことができる。

（申請の期限）

第9条 前条の規定による申請は、申請者が犯罪被害の発生を知った日から1年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、行うことができない。ただし、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると町長が認めるときは、この限りでない。

（支援金の支給決定）

第10条 町長は、第8条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の支給の可否を決定し、速やかに、その結果を申請者に通知するものとする。

（支援金の支給の取消し及び返還）

第11条 町長は、犯罪被害者及びその遺族が偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたと認められるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月29日から施行し、同日以後に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。